

山形広域環境事務組合職員災害見舞金支給規程

〔平成4年3月  
共衛訓令第3号〕

改正 平成25年4月山広環訓令第2号

山形市ほか二町共立衛生処理組合職員公務災害見舞金支給規程（昭和53年共衛訓令第1号）を全部改正する。

山形広域環境事務組合職員災害見舞金支給に関する事項については、山形市職員災害見舞金支給規程（昭和48年山形市訓令第4号）の規定を準用する。

（平25訓令2・一部改正）

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月改正）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。